

○糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理規程

平成21年3月6日

水道管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者規程（平成10年糸満市水道管理規程第2号。以下「規程」という。）第8条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）を行った場合における事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び糸満市水道事業給水条例（平成10年糸満市条例第5号。以下「給水条例」という。）による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 工務課長は、指定工事業者に違反行為があったと認めるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 工務課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事業者に違反行為是正てん末書（第1号様式）の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（第2号様式）（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

3 工務課長は、違反行為が行政処分に相当すると認めるときは、報告書に違反行為是正てん末書を添付し、規程第20条に規定する糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。ただし、違反行為是正てん末書が提出されない場合は、報告書にその旨を付記する。

4 委員長は、前項の報告を受けたときは、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）にその旨を報告するとともに、審査委員会を開催するものとする。

(文書による警告)

第4条 管理者は、違反行為が特に軽微で行政処分には該当しないが、注意を促すことが必要と認めるときは、文書による警告を行うことができる。

(行政処分)

第5条 管理者は、違反行為が行政処分に相当すると認められるときには、審査委員会の

開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、聴聞又は弁明の機会を付与する
手続を行うものとする。

2 違反行為の内容及びそれに対する行政処分の内容についての基準は、別表による。

(水道技術管理者等の意見)

第6条 委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員
以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月5日水管規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の手続きの際、改正前の糸満市水道部指定給水装置工事事業者の研修に關する
取扱要綱、糸満市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱及び東北地
方太平洋沖地震等に伴う被災者世帯等に係る水道料金等の減免取扱要綱によりなされた
処分、手続きその他の行為は、改正後の糸満市水道部指定給水装置工事事業者の研修に
關する取扱要綱、糸満市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱及び東
北地方太平洋沖地震等に伴う被災者世帯等に係る水道料金等の減免取扱要綱によりなさ
れた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則 (平成31年4月1日水管規程第4号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日水管規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日水管規程第2号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

糸満市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

規程第8条第1号から第8号に該当する指定工事事業者について、次の区分に従い処分を
行う。

1 指定の取り消し

指定の要件を欠くに至ったとき、又は違反行為が故意かつ悪質なものと認められると

き、又は重過失と認められるとき。

2 指定の効力の停止（停止6月以内）

違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを斟酌すべき特段の事情があるとき。

違反項目	根拠規定	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
		水道法	水道法施行規則			
不正申請	規程第8条第1号	第25条の11第1項第8号		1 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	○事実が判明したら、速やかに取消しを行う。
指定要件違反	規程第8条第2号	第25条の11第1項第1号 (第25条の3) (第1項第1号)	第21条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		(第1項第2号)	第20条	2 水道法施行規則で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	○水道法施行規則で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けてい

					る機械器具を備え付けるように指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		(第1項第3号イ)	3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。	指定取消	○指定工事業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		(第1項第3号ロ)	4 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消	○一律に指定を取消す。
		(第1項第3号ハ)	5 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消	○一律に指定を取消す。

		(第 1 項第 3 号ニ)		6 業務に関し不正 又は不誠実な行為 をしたとき。 ① 無断通水、メー ターの不正使用等 をしたとき。 ② 道路掘削許可、 道路使用許可を受 けずに工事を施行 したとき。 ③ 施工上の安全管 理を怠り、従業員 を死傷させたとき。 ④ 施工上の安全管 理を怠り、公衆に 死傷者を出し、又 は被害を与えたとき。 ⑤ その他の違反行 為	指定停止 6 月以下 指定停止 6 月以下 指定停止 3 月以下 指定停止 6 月以下 指定停止 6 月以下	再犯の場合や悪 質と判断できる ときは欠格要件 に該当するとみ なし指定を取消 す。
届出義務違反	規程第 8 条第 3 号	第 2 5 条 の 1 1 第 1 項第 3 号 (第 2 5 条の 7)	第 3 4 1 条	1 事業所の名称及 び所在地等の変更	指定取消 し	○変更届を速や かに提出するよ

				届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。		うに指導する。 この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
			第 3 5 条	2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消 し	○休止届、廃止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。 この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 選 任 等 義 務違反	規程第 8 条第 4 号	第 2 5 条 の 1 1 第 1 項第 2 号 (第 2 5 条の 4) (第 1 項及び 第 2 項)	第 2 1 条	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任さ	指定取消 し 指定停止 3 月以下	○選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。

				れ、その職務に支障があるとき。		
事業の 運営基 準違反	規程第8 条第5号	第25条 の11第 1項第4 号 (第25 条の8)	第36条 第1号 第2号	1 給水装置工事ご とに給水装置工事 主任技術者を指名 しなかったとき。 2 配水管から分岐 して給水管を設け る工事及び給水装 置の配水管への取 付口から水道メー ターまでの工事を 施行する場合にお いて、当該配水管 及び他の地下埋設 物に変形、その他 の異常を生じさせ ることがないよう 適切に作業を行う ことができる技能 を有する者を従事 させ、又はその者 に該当工事に従事 する他の者を実施 に監督させないと	指定停止 1月以下 指定停止 1月以下	○工事申込みの 際の設計書に主 任技術者を記入 する欄が空白の 場合は記入させ る。 ○技能を有する 者は、公的な資 格、民間の資格あ るいはこれらに 類するものによ り判断することが 可能であるが、 資格を有してい ない場合であつ ても実際に技能 を有しているか 否かにより最終 的に判断をする。

				き。		
	第 3 号	3	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指 定 停 止 6 月以下	○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。（水道法施行令第 5 条を除く。） 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指名停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。	
	第 5 号 イ	4	水道法施行令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指 定 停 止 6 月以下	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指名停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。	
	第 5 号 ロ	5	給水管及び給水用具の切断、加工、	指 定 停 止 3 月以下	○適正な機械器具を備え付け使	

			第6号	接合等に適さない機械器具を使用したとき。 6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止 3月以下	用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○記録の作成・保存を指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
工 事 施 行 に 関 する 義 務違反	規程第8条	第25条 の11第 1項第5 号	第6号	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止 3月以下	○当該指定工事業者から事情を聴取して指導する。
	第7号	第1項第		2 給水装置工事に	指定停止	○当該指定工事

		6 号		関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	3 月以下	業者から事情を聴取して指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	第 8 号	第 1 項第 7 号		3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指 定 停 止 6 月以下	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 また、法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取消す。

第1号様式(第3条関係)

違反行為是正てん末書

年 月 日

糸満市長 様

住所
氏名(名称) 印
電話番号
事業者番号

次のとおり違反行為の是正措置を行ったので、届け出ます。

1 違反行為の内容等	年 月 日	年 月 日
	場 所	糸満市
	内 容	
2 担当給水装置 主任技術者名	氏 名	
	主任技術者番号	
3 違反行為の経過		
4 是 正 内 容		

第 2 号様式(第 3 条関係)

年 月 日

違反行為調査兼報告書

糸満市上下水道部
指定給水装置工事事業者
審査委員会委員長 様

工務課長

次のとおり違反行為を確認したので、糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理規程第3条第3項の規定により報告します。

1 現 認 期 日	年 月 日	
2 現 認 場 所	糸満市	
3 指 定 工 事 業 者	住 所	
	氏 名	
4 違 反 行 為 の 内 容		

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）